

## 益田市農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 令和3年(2021)1月26日(水) 13:30~14:15  
開催場所 市役所 3階 大会議室
  
2. 出席 農業委員(15名)  
1番 又賀 保    2番 大畑 美里    3番 須藤 寿人    4番 吉村 太  
5番 大庭 清    6番 御神本康一    8番 佐原 晃子    9番 北條 義洋  
10番 篠原 栄次    11番 谷本 大輔    12番 豊田 志摩    13番 柳田 継男  
14番 豊田 浩    15番 宮川 有衣    16番 西川 友史
  
3. 欠席 農業委員(1名)  
7番 田中 綾
  
4. 出席 農地利用最適化推進委員(19名)  
増野 六彦                      澁谷 記幸                      澤江 浩一                      寺戸 康人  
三浦 尚人                      田原 勝美                      野村 浩三                      寺戸豊太郎  
永見 浩二                      河野 正憲                      和崎 恒義                      潮 好介  
豊田 繁雄                      中島秀一郎                      宮内 英之                      椋木 孝光  
岡崎 定佳                      渡邊 豊孝                      三浦 和顕
  
5. 欠席 農地利用最適化推進委員(5名)  
田ノ上武夫                      山根 健治                      領家 耕一                      椋木 昭雄  
河野 光好
  
6. 提出議案  
議第 34号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第 35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議第 36号 農用地利用集積計画の決定について  
報第 32号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について  
報第 33号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について  
報第 34号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について  
報第 35号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について  
報第 36号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について  
報第 37号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
  
7. 議事に参加した職員  
伊藤局長、和田局長補佐、高橋係長、村上主事、高橋主事  
三家本美都総合支所地域振興課長補佐、田中匹見総合支所地域振興課参事

8. 議事の概要

<p>会長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第7回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(会長あいさつ)</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、13番の柳田継男委員、14番の豊田浩委員、よろしく願いいたします。また、本日の欠席委員は7番の田中綾委員、田ノ上武夫推進委員、山根健治推進委員、領家耕一推進委員、椋木昭雄推進委員、河野光好推進委員です。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。「議第34号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号1番</p> <p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、多田町の田1筆、畑1筆 合計1,312㎡です。譲り渡し事由は、申請地を売り渡して耕作してもらうため、譲り受け事由は、隣接農地を所有しており、申請地を買い受けて一体的に耕作するためでございます。</p> <p>譲受人の非耕作地につきましては、現在転用等の手続きを指導しております。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>大畑美里委員</p>	<p>2番の大畑です。現地確認は1月14日に又賀委員と2名で行ないました。申請地は〇〇と〇〇の間にあります。申請地は譲受人の所有農地と隣接しており、一体的に耕作するためです。適当であると判断しました。</p>
<p>会長</p>	<p>整理番号2番と3番については関連する案件ですので一括で説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号2番、3番につきましては関連しておりますので一括して説明します。</p> <p>本件は、3条の交換移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、整理番号2番は安富町の畑1筆 1,713㎡、整理番号3番は安富町の畑2筆 合計1,564㎡です。この整理番号2番と3番の申請農地を交換し、所有権移転するものです。</p> <p>整理番号2番の譲り渡し事由は、土地を交換し、譲受人に耕作してもらうため、</p>

	<p>譲り受け事由は、申請地の近隣に居住しており、申請地を譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>続きまして、整理番号3番の譲り渡し事由は、土地を交換し、譲受人に一体的に耕作してもらうため、譲り受け事由は、隣接農地を所有しており、申請地を譲り受けて一体的に耕作するためでございます。</p> <p>整理番号3番の譲受人の非耕作地につきましては、耕作条件の悪い農地のため休耕地となっております。</p> <p>整理番号2番、3番ともに農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
北條義洋委員	9番の北條です。1月14日に領家推進委員と譲受人の方と現地確認を行ないました。場所は〇〇が〇〇沿いにありますが、〇〇を挟んだ向かい側の〇〇になります。〇〇から〇〇を渡り、下った所です。3番の譲受人ですが、〇〇農家です。添付書類に現地写真がありますが、3番の譲受人のハウスがある間に2番の譲受人のハウスがあり、3番の譲受人の営農上いろいろ都合が悪いということで、本人同士で話をされて農地を交換し、一体的に農業経営をしたいとのこと。代わりに2番の譲受人は家の近くの畑を交換し、耕作していくとのこと。本人同士で話がまとまっており、特に問題はありません。
会長	本日は3件です。ただいま説明がありましたが何かご意見やご質問などございませんか。
谷本大輔委員	2番と3番の件なんですけど、片方はハウスで片方は普通の畑を交換するようなんですけど、本人同士が良ければいいんですけど、ハウスと畑を交換ということでもいいんでしょうか。
北條義洋委員	本人同士に確認をしましたが、両名とも納得だそうです。
会長	よろしいでしょうか。
谷本大輔委員	分かりました。
会長	他にありませんか。
	それでは無いようですので採決いたします。「議第34号 農地法第3条の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。

	<p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 35 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、三宅町の畑 2 筆 1,838 m<sup>2</sup>です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2 番の大畑です。現地確認は 1 月 14 日に又賀委員と 2 名で行ないました。申請地は〇〇の前です。分譲宅地として販売するようで、周りは宅地となっており、合併浄化槽を設置するということで適当であると判断しました。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
増野六彦推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>2 番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 2 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、乙吉町の畑 1 筆 203 m<sup>2</sup>です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1 番の又賀です。現地確認は 1 月 14 日に大畑委員と 2 名で行ないました。場所は</p>

	乙吉町の〇〇の隣です。周りは宅地化しており、特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。
会長	地元推進委員何かありますか。
増野六彦推進委員	ありません。
会長	3番をお願いします。
事務局	<p>整理番号3番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中吉田町の畑1筆 930㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、店舗及び駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。</p> <p>資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくをお願いいたします。</p>
会長	それでは担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
又賀保委員	1番の又賀です。現地確認は1月14日に大畑委員と2名で行ないました。場所は〇〇のすぐ隣です。譲受人が野菜等の販売所を建てる計画が出ています。特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。
会長	<p>本日は3件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第36号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の利用集積計画は、利用権設定の新規が13件、再設定が8件の合計21件ございます。それでは、利用権設定の新規について説明いたします。</p> <p>整理番号1番</p> <p>申請地は、下本郷町の田3筆 合計2,982㎡です。5年11ヶ月間の使用貸借権設</p>

	定です。
会長	それでは地元推進委員より説明をお願いします。
増野六彦推進委員	貸付人ですが、高齢のため耕作が難しいということで、農地中間管理事業を活用したいとのことです。問題はありません。
会長	7番をお願いします。
事務局	整理番号7番 申請地は、久々茂町の田4筆 合計1,798㎡です。3年11ヶ月間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
野村浩三推進委員	豊川地区の野村です。貸付人は昨年まで耕作をされていたようですが、高齢のため耕作が出来ないということで、今年から農地中間管理事業を活用して貸し出すそうです。きれいに管理されており問題はありません。よろしくをお願いします。
会長	8番9番をお願いします。
事務局	整理番号8番、9番につきましては、借り人が同じですので一括します。 申請地は、安富町の田2筆 合計6,171㎡です。5年間の賃借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
北條義洋委員	9番の北條です。欠席である領家推進委員に代わって説明します。8番の貸付人ですが、現在も耕作をされていましたが、高齢のため耕作が難しいということです。9番ですが、今まで別の借受人が〇〇から通って耕作をしていましたが、管理が行き届かないということで、この度の借受人にお願いするということです。借受人ですが専業農家であり、機械も十分持っており、問題はありません。
会長	10番をお願いします。
事務局	整理番号10番 申請地は、本俣賀町の田1筆 924㎡です。4年11ヶ月間の賃借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
和崎恒義推進委員	現地は本俣賀町の〇〇になります。貸付人は現在農業をされておらず、この度農地中間管理事業を活用されるそうです。よろしくをお願いします。

会長	11 番をお願いします。
事務局	整理番号 11 番 申請地は、黒周町の田 3 筆 合計 4,009 m <sup>2</sup> です。4 年 11 ヶ月間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
豊田繁雄推進委員	二条地区の豊田です。現地は 1 月 15 日に谷本委員、豊田志摩委員と確認をしています。貸付人ですが今まで相対契約をしていましたが、この度農地中間管理事業を活用されるということです。問題はありません。
会長	13 番 14 番をお願いします。
事務局	整理番号 13 番から 14 番につきましては、借り人が同じですので一括します。 申請地は、白上町の田 5 筆 合計 9,928 m <sup>2</sup> です。4 年 11 ヶ月間の使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
岡崎定佳推進委員	中西地区の岡崎です。13 番についてですが、去年は貸付人の〇〇が耕作をされていましたが、〇〇ということで、もう耕作が出来ないということから農地中間管理事業を活用するそうです。14 番についてですが、高齢のため耕作が出来ないということで、農地中間管理事業を活用するそうです。よろしくをお願いします。
会長	17 番から 19 番までをお願いします。
事務局	整理番号 17 番から 19 番につきましては、借り人が同じですので一括します。 申請地は、美都町宇津川の畑 2 筆 合計 1,063 m <sup>2</sup> 及び田 5 筆 合計 4,986 m <sup>2</sup> です。6 年 2 ヶ月間の解除条件付き貸借権及び解除条件付き使用貸借権設定です。
会長	地元推進委員より説明をお願いします。
河野正憲推進委員	美都地区の河野です。17 番と 18 番ですが、契約期間の満了に伴い、引き続き耕作をしてもらいたいとのことから、地域で一体的に耕作しておられる借受人に新たに耕作をしてもらうということです。19 番ですが、貸付人が高齢のため耕作が難しいということで、借受人が耕作をするということです。よろしくをお願いします。
会長	20 番 21 番をお願いします。

事務局	<p>整理番号 20 番から 21 番につきましては、借り人が同じですので一括します。</p> <p>申請地は、美都町宇津川の田 4 筆 合計 7,022 m<sup>2</sup>です。9 年 11 ヶ月間の使用貸借権及び賃借権設定です。説明は以上です。</p>
会長	<p>地元推進委員より説明をお願いします。</p>
河野正憲推進委員	<p>美都地区の河野です。20 番ですが、高齢のため規模を縮小したいということで、隣地を耕作している借受人にお願いをするということです。21 番ですが、以前の借受人の方が高齢のため難しいということで、契約の解除をされまして、隣で耕作をしている借受人にお願いするということです。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>本日は再設定を含め 21 件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 36 号 農用地利用集積計画の決定について」は原案通り許可としてもよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に報告事項に移ります。報告の方をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 32 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について届出件数は、18 件です。すべて相続者が管理されます。</p> <p>報告第 33 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について届出件数は、2 件です。</p> <p>解約理由は、整理番号 1 番 耕作者の変更のため、整理番号 2 番 耕作者の高齢化のためです。</p> <p>報告第 34 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について届出件数は、1 件です。</p> <p>解約理由は、農地中間管理事業利用のためです。</p> <p>報告第 35 号 公共廃土の施行に伴う廃土処理に係る届出について届出件数は、5 件です。</p> <p>整理番号 1 番 土地の所在は、美都町仙道の 2 筆 合計 1,656 m<sup>2</sup>、施行者は益田市です。埋立後は畑として利用されます。工期は令和 2 年 12 月 15 日から令和 3 年 3 月 29 日まででございます。</p> <p>整理番号 2 番 土地の所在は、川登町の 6 筆 合計 4,828 m<sup>2</sup>、施行者は島根県です。埋め立て後も田として利用されます。工期は令和 3 年 1 月 4 日から令和 3 年 3</p>



月 5 日まででございます。

整理番号 3 番 土地の所在は、神田町の 1 筆 1,348 m<sup>2</sup>、施行者は益田市です。埋め立て後は畑として利用されます。工期は令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 3 月 1 日まででございます。

整理番号 4 番 土地の所在は、川登町の 4 筆 2,318 m<sup>2</sup>、施行者は島根県です。埋め立て後も田として利用されます。工期は令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 3 月 1 日まででございます。

整理番号 5 番 土地の所在は、山折町の 13 筆 8,822 m<sup>2</sup>、施行者は島根県です。埋め立て後は畑として利用されます。工期は令和 3 年 1 月 15 日から令和 8 年 3 月 31 日まででございます。

報告第 36 号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に伴う農地転用について

届出件数は、7 件です。

整理番号 1 番 土地の所在は、遠田町の 1 筆 68 m<sup>2</sup>のうち 2.25 m<sup>2</sup>です。設置のため、45.35 m<sup>2</sup>の一時転用を伴います。

整理番号 2 番 土地の所在は、美都町宇津川の 1 筆 2,061 m<sup>2</sup>のうち 2.25 m<sup>2</sup>です。設置のため、78.91 m<sup>2</sup>の一時転用を伴います。

整理番号 3 番 土地の所在は、桂平町の 1 筆 914 m<sup>2</sup>のうち 2.25 m<sup>2</sup>です。設置のため、192.45 m<sup>2</sup>の一時転用を伴います。

整理番号 4 番 土地の所在は、高津町の 1 筆 1,688 m<sup>2</sup>のうち 2.25 m<sup>2</sup>です。設置のため、314.87 m<sup>2</sup>の一時転用を伴います。

整理番号 5 番 土地の所在は 飯浦町の 1 筆 308 m<sup>2</sup>のうち 2.25 m<sup>2</sup>です。設置のため、181.68 m<sup>2</sup>の一時転用を伴います。

整理番号 6 番 土地の所在は 戸田町の 1 筆 674 m<sup>2</sup>のうち 2.25 m<sup>2</sup>です。設置のため、170.58 m<sup>2</sup>の一時転用を伴います。

整理番号 7 番 土地の所在は 木部町の 1 筆 158 m<sup>2</sup>のうち 2.25 m<sup>2</sup>です。設置のため、52.72 m<sup>2</sup>の一時転用を伴います。

報告第 37 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について

所在地は、多田町の 16 筆 1,513.52 m<sup>2</sup>、飯浦町の 8 筆 7,644 m<sup>2</sup>、合計 9,157.52 m<sup>2</sup>でございます。

今回の非農地判断を行った農地は、所有者より申し出があり、航空写真及び公図等を確認した結果 B 分類として確認したものです。

対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。

報告は以上でございます。

会長	ただいま事務局の方から報告がありましたが何かご意見、ご質問などございましたか。
吉村太委員	相続の届出なんですけど、届出者が県外に住んでおられる方で、農地のあっせん希望など無しの方がいると思うんですけど、どのように農地を耕作や管理されるんでしょうか。
事務局	中には利用権設定をしたままのものや、現況が山林や原野となっているような場合があります。吉村委員のおっしゃる通り、相続でこのような状況の所有者が増えていますが、事務局としても注視していきたいと思えます。
事務局長	今ご指摘がありましたが、販売農家と自給的農家と土地持ち非農家に分かれますが、そういった事由が土地持ち非農家に繋がってしまっていて、2015年に土地持ち非農家の数が残りの二つの数を上回っており、2020年の結果はまだ出ていませんが、おそらく数はさらに増えているだろうと予測されています。大体的場合は、今言われたように土地を持っていて県外在住である方がほとんどです。
吉村太委員	ありがとうございました。
会長	この相続登記の件につきましては、民法によって定められており、農地法を通さず渡すことが可能となっています。
事務局	相続については農地法の規定が及ばないので、個人の資産については相続人の方々が分割協議などされて決められることとなります。ただ農地法上は次の管理者が誰になるか把握するために、3条の3の届出をいただいています。また、県外の在住者の方から相続した土地をどうしたらいいか、所有している農地について生前贈与したい等のお問い合わせもあります。委員さんにご相談させていただくこともあると思いますが、その時はよろしく願います。
会長	他にありませんか。
大庭清職務代理	荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について聞きたいんですが、調査による非農地なのか、申出があって非農地にしているのか教えて下さい。
事務局	従来であれば農地パトロールで確認したものについて非農地判断を行なっているんですけど、各申請に伴って所有者の方から農地ではないということで相談を受けることがあります。そういった場合には申し出を受けて、農地パトロールの際の確認、現地の写真や公図等の確認、推進委員さんに確認をいただいた上で行なっています。今回については2件とも申し出があり、確認をした上で行なったものになります。

大庭清職務代理	個人から非農地にしたいということで、個人では行ないづらいため、農業委員会に相談に来たという段取りを踏んだという解釈でよろしいですか。
事務局	個人ではできない部分も中々あるので、農業委員会の方で確認をして処理をしたということです。本来であれば非農地証明願になりますが、明らかに山林化していたり、申請者も高齢であったりといった事由で行なわせていただいたということです。
会長	他にはありませんか。  それでは無いようですので第7回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。